



高知県部活動ガイドラインのポイント

- 本ガイドラインは、これまでの運動部、文化部それぞれの部活動ガイドラインを統合し改訂したものである。
- 中学生を主な対象とするが、「Ⅰ 学校部活動」、「Ⅴ 大会等の在り方の見直し」については、高校生も原則、対象とする。

Ⅰ 学校部活動

●年間活動計画・活動実績の作成、提出

・部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

その際、適切な活動時間や休養日の設定が必要である。

●適切な指導

- ・部活動顧問及び部活動指導員は、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ・効率的・効果的なトレーニングの導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

●適切な休養日の設定等

▶休養日

休養日は、週当たり原則2日（平日1日、休日1日）以上の設定が必要である。

▶活動時間

平日2時間程度、休日3時間程度の週11時間程度（朝練習含む）とする。

▶合同チームでの活動

平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合、土日の両日に活動し、平日に2日以上休養日を設定するが可能。ただし、**以下の要件を満たす場合に限り**。

- 活動時間は週11時間程度
- 同じ顧問が土日とも指導することがないように、部活動指導員や別顧問が指導できる体制
- 大会前等の期間（1ヶ月半程度）を限定（※大会後の休養期間の設定や参加大会等の精査）
- 生徒、教員ともに負担とならないよう配慮すること

なお、拠点校部活動にて、遠方の学校との練習となる場合は同様とすることができる。

▶熱中症事故の防止

気象庁が発表する情報等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施し、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。

●地域の関係団体等との関わり

- ・地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。



Ⅱ 学校部活動の地域連携

●地域連携とは

- ・生徒の希望する部活動が学校にない場合等、拠点校部活動を導入するなど、生徒の活動機会の確保を図る。
- また、教員の負担軽減のために、顧問に代わり単独で指導、大会引率ができる部活動指導員を配置するなど、休日の部活動を希望しない顧問等が直接休日の指導に従事しない体制を目指す。

●拠点校部活動

- ・在籍校に希望する部活動がない場合等、参加を希望する生徒を1つの学校が受け入れる救済措置として推進するものであり、勝利至上主義のための活動ではない。
- ・令和6年度から県中体連の大会へ拠点校部活動として参加することが可能である。

※合同チームとの違い

- ア 在籍校に部活動がなくとも活動することができるため、拠点校に顧問（部活動指導員含む）がいれば、その他の参加校に顧問の配置をする必要はない。
- イ 運動部において、団体種目に限られていた合同チームと違い、個人種目でも活動でき種目の制限はない。
- ウ 学校の設置者が事業主体となるため、校長間の合意で結成される合同チームとは編成段階で大きく異なるため、一定の準備期間も必要となり、生徒、保護者等への事前の周知が特に大切である。

●部活動指導員

- ・今後の対応として、地域クラブ関係者等が部活動指導員となるような配置を目指し、地域移行へ繋げていくことも考えられる。

Ⅲ 新たな地域クラブ活動

●地域クラブ活動（地域移行）とは

- ・『**学校部活動から移行した活動（狭義）だけでなく、学校以外で地域が担う活動**』とする。
- ・教師が兼職兼業で地域クラブの指導者となる場合、学校部活動ではないため、けが等を補償する保険や賠償責任保険などに加入することが必要である。

Ⅳ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

●国の動向、高知県の現状、部活動地域移行に関するアンケート調査結果、高知県の今後の取組について

（※令和5年3月22日付け4高保体第999号「高知県における学校部活動の地域連携・地域移行について（通知）」にて通知済み）

Ⅴ 大会等の在り方の見直し

●参加する大会等の精査

- ・大会等に参加する場合は、生徒にとって過度の負担とならないよう、年間に参加する大会等を選んで、参加する大会等の精査を行う必要がある。
- ・運動競技会の参加回数等については、**中学校では県内では年間4回程度の参加、高等学校では年間5回程度を基本とする。**

〈「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて（平成14年4月1日付け13高体保第359号）〉

●大会運営への従事

- ・教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の届け出が必要（無償又は交通費等の実費弁済の範囲内である場合は不要）である。

